

国立大学法人滋賀医科大学総合戦略会議規程

平成31年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第13条の2第2項の規定に基づき、総合戦略会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中長期的な大学運営方針の策定に関する事項
- (2) 中期目標及び中期計画の策定に関する事項
- (3) 大学運営に係る重要事項の調査分析及び調査分析結果に基づく方策の策定に関する事項
- (4) 大学運営に係る施策及び業務の評価に関する事項
- (5) 大学改革の方針及び実施に関する事項
- (6) 教育、研究及び診療の推進に係る方針に関する事項
- (7) 教員、学生、資金等の獲得及び配分方針に関する事項
- (8) 教職員の選考及び人材育成方針に関する事項
- (9) 学内情報システムの運営及び活用に関する事項
- (10) その他大学運営に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事又は学長補佐 若干名
 - (3) 学長が指名する学外有識者 若干名
 - (4) 医学科の教授 2名
 - (5) 看護学科の教授 1名
 - (6) 教育推進本部長が推薦する者 若干名
 - (7) 研究活動統括本部長が推薦する者 若干名
 - (8) 医学部附属病院長が推薦する者 若干名
 - (9) その他学長が必要と認めた者
- 2 第1項第3号から第9号までの委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 学長に事故があるときは、前条第2号の委員のうち、あらかじめ学長が指名した者が、議長を代行する。

- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 会議の議事は、審議内容を踏まえて議長が決する。
- 6 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 会議の事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。